



別海町立野付中学校 学校便り

親潮

みんな、野付の子 さあ、つながろう！

△あいさつのできる子 ◇ルールや約束を守る子
△思いやりのある子 ◇失敗を恐れず挑戦する子

令和5年11月28日発行 第11号

野付中学校 校長 小崎伸人

ブログ <http://b-school.jp/blog/snotuke/index.php>

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を一層進めるため、「令和5年度いじめの問題の実態把握に係る調査」の第2回目を実施いたしましたので、結果報告いたします。なお、この調査は北海道教育委員会が示す「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」に則り、実施しております。

いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に 在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係 1 にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。[北海道いじめ防止基本方針より]

・本校のいじめの認知件数（10月調査）：5件

以下のようなことをされて「嫌な思いをしたことがある」と答えた生徒が5名おりました。

- ア 冷やかしやからかい、悪口を言われる（3名）
- イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする（1名）
- ウ 仲間外れをされる、集団で無視される（1名）

本校では『いじめ見逃しそれ』を徹底しており、この調査結果を受け、すぐに該当生徒より聞き取りを行った後、「いじめ防止対策委員会」においていじめの早期解消に向けて協議し、対応策を全教職員に周知しております。

なお、いじめの解消についての定義は以下のとおり北海道教育委員会より示されています。

いじめの解消についての定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）」であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。[北海道いじめ防止基本方針より]

本校ではこの調査の実施後、全校生徒に教育相談を実施し、学習面や生活面において心配な点や人間関係に係る不安な点などについて子どもたちの話をじっくり聞き、指導助言する機会を設けております。ただし、「嫌な思いをしたことがある」と回答した生徒については、いじめの解消の定義のとおり、最低でも3か月間は経過観察を行い、いじめ防止対策委員会にて、いじめが解消しているかどうかについて協議します。6月に認知したいじめについての解消率については100%となっておりますが、引き続き再発防止に努めて参ります。

なお、本校のいじめ防止に関する基本方針は以下のとおりとなっております。

別海町立野付中学校 子どものいじめ防止に関する基本方針

1. いじめ防止等の対策に対する基本理念

「いじめ」とは、一定の人間関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為【インターネットを通じて行われるものも含む】であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとします。本校では、いじめは、全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、どの学級どの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習や生活に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響などを生徒が理解ように取り組みを深めます。いじめを受けた生徒被害者には非は無く、その生命及び心身を保護することが重要であります。学校、家庭、地域、行政機関などの関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指します。

2. いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないこととします。

3. 関係者の責務や役割

学校・教職員は、生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。

被害者を徹底して守り通し、早期解決の為適切かつ迅速に対処します。

教職員の言動が生徒に大きな影響力をもつことを認識し、生徒一人ひとりの理解を深め、信頼関係の構築に努めつつ、学校全体での適切な指導をおこないます。

教職員は具体的に役割を分担し、指導と支援体制を分担し、協業に努めます。

- (1) 様々なリサーチを定期的に実施し、生徒理解に努めるための情報を集約し、分析し、修正して組織で対応を続けることを原則とします。
- (2) いじめられた生徒に対応する教師は、徹底して不安を取り除き守り通すことを伝え、いち早く安心を保持します。また、信頼できる友人や大人と連携し、支える体制を作り出します。そして自尊感情の保持に留意します。
- (3) いじめた生徒が特定できた場合に対応する教師は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。必要に応じて、環境構成を工夫し、場合によっては出

- 席停止制度の活用を検討する。背景に横たわるものへの分析を強め、不満やストレス【交友関係や学習、進路、家庭や友人の悩みなど】の吐き出しとその受け止めをしつつ、いじめへ向かっていくことがないよう、的確な自己分析や冷静な反省の機会を与え、支えます。
- (4) 学級担任は、傍観していた生徒との話し合いを持ち、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度が集団に行き渡るよう問題意識を高める指導を行います。そして傍観者から、勇気を出し合って仲裁者への転換へと導きます。そしていじめを煽ったり、見てみないふりをしたりする土壤を自分達の意識的な努力で克服していくことを考えさせます。
- (5) 養護教諭は、保健室活動の中での子どもとの交流や目配りにおいて、極めて重要な役割を果たす存在です。相談や問題の把握や解決に必要な有効な情報を把握できる存在でもあります。学校保健委員会などの活動や保健指導的場面を活用して、命と人権についての生徒の理解を高めていくことに努めます。また、事後のケアにおいても、外部関係機関との連動調整を進めます。
- (6) 生徒指導主事は教頭と共に、「いじめ防止対策委員会」を主管し、即応的で実効性のある組織活動を先導します。教務主任と連携しながら、年間計画を立てていじめ防止に必要な取り組みを配置します。調査の実施や分析、相談の有効な在り方、校内外の巡視、子どもの生活空間の異変察知など、生徒指導担当のチームワークが極めて予防的活動につながるキーポイントを担う場合が多いことから、組織を動かします。職員会議や研修の設定において教職員の共通理解を図る努力をします。日頃から定期的に、町内の生徒指導連絡協議会や小中学校の生徒指導担当者との情報交換や連携に努めます。また、生徒自らが主体的に参加して、いじめの撲滅の活動を作り出すなどの取り組みが進むよう、分掌間の連携を図ります。生徒指導委員会の活動の記録を確実に保存し、生徒の指導の継続・引き継ぎの素材に活かします。
- (7) 管理職は、教育活動の全体計画を見直し、人権教育、命の教育、性教育、道徳教育、読書活動や体験活動、生徒会活動、特別活動や諸行事などにおいて、一人ひとりの生徒が自律し熟考し、集団の活動の中で自己を発揮させ、自己有用感を高める場面を大いに奨励します。困難を乗り越えたり失敗を克服したりする過程などの場面をとりあげ、励まし評価することを自ら実践し、教職員に継続し繰り返し働きかけることを随時指導します。学校全体に亘る存在とその違いを認め合い、正義感があふれる雰囲気を醸成することに努めます。
- (8) 保護者には、第一義的養育の責任の下、生徒がいじめを行うことがないよう規範意識等を養うよう努めています。子どもがいじめを受けた場合は、学校や関係機関と緊密に連携し、適切にいじめから子どもを保護してもらいます。また学校など関係機関が講じるいじめ防止対策のための措置への協力に努め、再発防止に努めてもらいます。

4. いじめの防止等のための対策の基本事項

(1) いじめの未然防止のための取り組み

【基本的風土の重要性について】

生徒一人ひとりが認められ、お互いに思いやりの雰囲気づくりが生まれる土壤づくりが何より大切であります。また、正義を尊び、弱いもののいじめや卑怯なふるまいをしない、見逃さない気風作りが重要であります。そのためには、教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図ると共に、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わいながら自尊感情を育むことが重要であります。道徳をはじめ全領域での教育活動を通じて、命を感じさせ、相手認識における違いを認めあうことの大切さ、関わりを持ち合うことで生まれる値打ちなど、自然体験や社会体験を通して、ものの見方と感じ方を広げ育んでいく土壤が必要となります。

【取り組みの柱】

- ①自尊感情の育成に繋がる教育活動を推進します。
- ②人とのかかわり方や共同しあうことを身につけるスキルトレーニング活動を推進します。
- ③言語的活動で自己表現と相互の交流を工夫し、コミュニケーション力を育成します。

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

【取り組みの留意事項】

- ①いじめの早期発見のための様々な手立てを講じます。
 - ア) 定期的に質問紙等を活用し、実態調査を継続します。
 - イ) 教育相談など生徒からの聞き取り活動を定期的に継続します。
 - ウ) 生徒理解ツール等を活用し、教職員のリサーチ能力を高めあいながら、共同して検討し、気にかかる案件を把握します。
- ②常設する相談体制を確立し、整備します。
- ③相談窓口は、生徒と保護者そして教職員に、相談しやすい場と機会を提示します。
- ④必要に応じて臨床心理士等の外部専門家と連携して取組みます。
- ⑤教職員の定期的な事例研修などの研修活動をすすめ資質を向上させます。
- ⑥早期解決をめざし、全教職員が一致団結して問題の解決に当たり、組織的に対処します。

- ⑦被害者の身の安全を最優先し、加害や傍観の側に対しての毅然とした対処・指導を行います。
- ⑧被害者の心のケアを養護教諭（場合によっては臨床心理士）を中心に的確に進めます。
- ⑨家庭や地域・関係機関と連携した取り組みにおける留意点
 - ア) 関係者の保護者との情報交換を密にし、学校側の取り組み状況を理解してもらいつつ、共に解決する立場に立ってもらえるように努めます。
 - イ) 保護者自体のニーズにも正対し、専門家の相談窓口などの利用も勧めます。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

【取り組みの留意事項】

- ①情報化社会の進展の中での特徴やその危険性について、定期的に研修を深めます。
- ②年間カリキュラムを確立し、情報モラル教育を展開します。
- ③情報端末の利便さと犯罪を含む怖さや危険性について十分に学習させ、端末依存に陥らぬようコントロールする意志を培います。
- ④年間を通じて保護者に啓発活動を進め、端末を持たせる親の覚悟と責任をリアルに理解してもらいます。
- ⑤関係機関や専門家に協力や指導を仰ぎ、最新の情報を入手することに努め、適時有効な対策を講じます。

(4) いじめ防止に関する措置

【取り組みの柱と留意事項】

- ①いじめ防止などの対策を行う組織の設置
 - いじめ防止、早期発見、早期解決、事後のケアなどを実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。この委員会は、教頭と生徒指導主事が主管します。
- 《構成員》 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ※必要に応じて、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教師
 - ※必要に応じて 臨床心理士、ソーシャルスクールワーカー等、関係機関に支援を要請する。
- 《活動》
 - ア) いじめの早期発見に関すること（年3回の調査、教育相談など）
 - イ) いじめ防止に関する取り組みに関すること
 - ウ) いじめ事案の対応に関すること
 - エ) いじめについての理解と啓発に関すること

《開催》 月に1度の定例会とし、いじめ事案発生時は、隨時緊急開催とします。

②いじめに対する措置

- ア) いじめに関する情報を把握したらずみやかに事実の有無の確認を行います。
- イ) 即時に教頭に報告し、教頭は緊急に生徒指導委員会の開催等敏速に対応します。
- ウ) 校長の指示により敏速に支援体制を確立し、対処します。
- エ) 緊急を要する問題行動が発生した場合は、緊急生徒指導委員会の開催で、緊急業務を分担し、ただちに必要な内部・外部への報告・連携体制を確立するとともに状況に応じて PTA・保護者への情報の提示や組織活動の協力を要請します。
- オ) いじめの関係者が特定できた場合、保護者間の争いを生じさせぬよう、適時適切な情報の共有や必要な会合の設定など必要な措置を講じます。
- カ) いじめの関係者である生徒には、保護者との連携をとりながら、平静に安心して日常の生活を回復できるよう復帰させるために必要な措置を講じます。
- キ) 暴力などあきらかに犯罪行為として扱われるべき事象に関しては、教育委員会と連携し、必要な場合、警察署との連携をも検討します。

③重大案件への対処

- 生命・心身又は財産などに重大な被害が生じた疑いや、相当期間【30日連続を越える場合など】学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の措置を行います。
 - ア) 重大事態の報告を教育委員会へ行います。
 - イ) 教育委員会と協議の上、当該事案の組織的対処を要請します。
 - ウ) 教育委員会が設ける組織において、事実関係の調査を初めとする取り組みに 対して、全面的に全力で対応します。
 - エ) 教育委員会の設置する組織の指導や決定に基づき、必要な情報の周知や対処を実行します。
 - オ) 校長が「いじめ防止対策推進法の第25条（懲戒）及び第26条（出席停止）にかかる判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と十分な慎重審議を行います。

本校は引き続き、「子どものいじめ防止に関する基本方針」に沿って、いじめの未然防止・早期解決、早期対応、再発防止に向けて取り組んでまいります。どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。